

南千住七丁目保育園 管理形態変更に係る説明会 次第

日時：令和8年6月11日（木）

会場：南千住七丁目保育園

- 1 開会
- 2 出席職員紹介
- 3 保育課長挨拶
- 4 管理形態変更に関する説明
- 5 質疑応答
- 6 閉会

メモ欄

--

【ご意見・ご質問について】

ご意見やご質問等ありましたら、下記の二次元バーコードを読み取っていただき、入力フォームからお送りください。（6月18日締切）
後日、本日の議事要録をお配りする際に回答させていただきます。

《ご意見・ご質問入力フォーム》



南千住七丁目保育園の管理形態の変更について

1 はじめに

平成27年、児童福祉法改正により保育園の管理形態として「公私連携型保育所」が制度化されました。現在、南千住七丁目保育園は「指定管理者制度」によって運営されておりますが、令和8年度末に指定期間が満了となることとあわせて「公私連携型保育所」に変更することを予定しております。

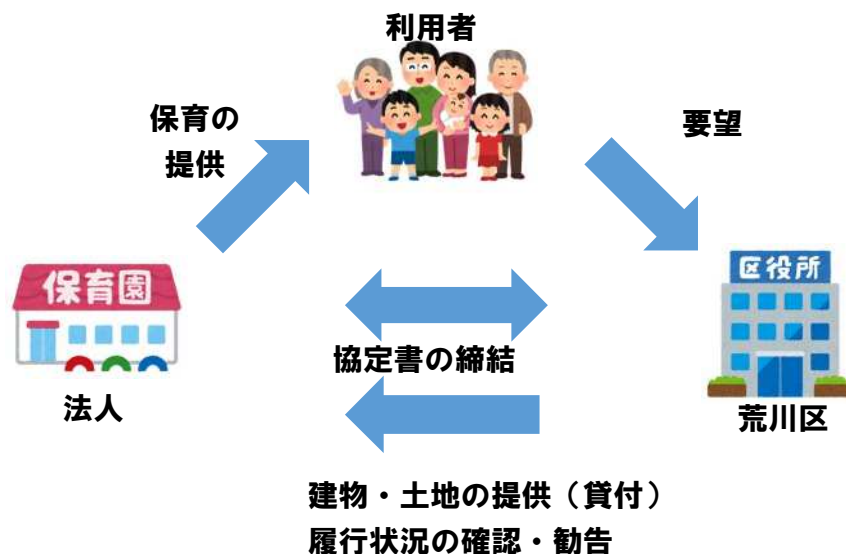
公私連携型保育所に変更することにより私立園の扱いとなることから、運営事業者の特色を生かした保育サービスのより一層の充実が期待できます。区では、指定管理保育園については、施設ごとに順次検討を重ね、公私連携型保育所方式へ移行する予定としています。

2 公私連携型保育所について

平成27年に児童福祉法により制度化された保育所の管理形態の1つで、区と設置・運営主体となる法人（連携法人）が連携し、区の施設を活用して保育所を設置する制度です。

公私連携型保育所を整備する場合、区は連携法人を指定し、指定した法人と協定を締結します。区は法人に対して区有設備を無償又は廉価で、譲渡又は貸し付けることが要件となっており、南千住七丁目保育園の場合、施設等は無償で貸し付けることを予定しています。また、協定を根拠として、適正な運営が行われるように法人を支援・指導していきます。

＜公私連携型保育所による運営イメージ＞



3 公私連携型保育所への切り替えについて

指定管理者制度から公私連携型保育所への変更にあたっては、制度の切り替えのため、現在の運営法人（社会福祉法人東萌会）から資料を提出してもらい、確認します。

なお、切り替え後の保育の質を確保することは非常に重要であると考えています。運営法人と締結する協定の中で、必要に応じて運営状況の報告を求めるといった内容を盛り込むことで、業務の透明性、客観性を担保するとともに、引き続き保育の質の確保に努めてまいります。また、施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ることを目的として、指導監査及び巡回指導を実施してまいります。

【指定管理・公私連携の比較表】

	指定管理	公私連携	（参考）私立
根拠法令	地方自治法	児童福祉法	児童福祉法
施設所有者	区	区	事業者
設置者	区	事業者	事業者
運営者	事業者	事業者	事業者

4 利用者の皆さまへの影響

- ・保護者の皆さまや子どもたちへの影響は、基本的にはありません。
- ・公私連携型保育所への移行の最大の特長は、「運営法人の特色を生かした保育サービスのより一層の充実」です。運営法人の変更は想定しておらず、これまでの経験を生かし、これまで以上に充実した事業の実施が期待されます。
- ・区の関与についても、これまでどおり指導監査や巡回指導を引き続き実施するとともに、一般の私立園では行っていない「協定を締結」することで、業務の透明性や客観性を担保します。

5 今後のスケジュール

令和8年6月～9月頃 切り替えのための資料確認等
～令和9年3月 協定締結に向けた協議、協定締結

【別紙資料】 公私連携型保育所に関するよくある質問・回答

区では、指定管理保育園から公私連携型保育所に移行した事例が1件ございます。その際に寄せられたご質問と回答をまとめましたので、参考にご覧ください。

質問	回答
指定管理保育園から公私連携型保育所へ移行するのは、なぜですか。	・公私連携型保育所には、運営法人の特色を生かした保育サービスをより充実することができるといった特徴があること等から、指定管理保育園から公私連携型保育所方式への移行を施設ごとに検討していくこととしています。 ・この度、南千住七丁目保育園において、指定期間が満了となり、指定管理者との事前協議が整ったため、公私連携保育所へと移行いたします。
公私連携保育所へ移行したら、保育料は変わりますか。	・変更ありません（無償です）。
公私連携型保育所になることで、保育の質は確保できますか。	・保育の質の確保は、非常に重要です。 ・運営法人と締結する協定の中で、必要に応じて経理状況の報告を求める等といった内容を協定に盛り込むことで、業務の透明性、客観性を担保するとともに、引き続き保育の質の確保に努めてまいります。 ・また、施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ることを目的として、これまでどおり指導監査及び定期的な巡回を実施してまいります。
運営法人が変わる可能性はありますか。また、万が一運営法人が変わった場合は、どのような対応になりますか。	・新制度における運営事業者の選定にあたっては、公正な手続きとして選定委員会にて評価を行ったうえで事業者を選定することとしており、これにより、最良の運営体制を確保していくことを目指しています。 ・最終的な決定は選定委員会によることとなりますが、現在の運営事業者は、これまでの運営において十分な実績と信頼を有しており、選定委員会においては、第一候補者として評価をしてまいります。 ・今後とも、安心してお子さまをお預けいただける体制で運営を続けてまいります。 ＊ご参考まで、前回、同様に制度移行した園においては、選定委員会において、既存運営事業者がそのまま新制度の運営事業者として選定されております